

～企業等関係者の方へ～

留学生インターンシップの受入れについて

国内の大学や大学院で学ぶ多くの外国人留学生が、日本国内での就職や日系企業への就職を希望しています。しかしながら、就職活動の準備不足や、外国人留学生と企業の間における処遇・キャリア形成の考え方の違いなどから、必ずしも就職が進んでいるとはいえません。

このため、企業と外国人留学生の相互理解を促すとともに、外国人留学生を取り巻く就職環境の改善を図ることを目的に、東京、名古屋、大阪の外国人雇用サービスセンター及び福岡学生職業センターを窓口として外国人留学生向けのインターンシップを実施しています。

留学生インターンシップ概要

- 実施時期：主に大学等の休講期間（7～9月、2～3月）
- 受入期間：概ね1～2週間程度（より長期の受入事例あり）
- 受入人数：1名から
- 募集方法：東京、名古屋、大阪の外国人雇用サービスセンター及び福岡学生職業センターが大学等を通じて留学生を募集し、受入企業において選考を行う

インターンシップの受入れに関するQ & A

- Q：インターンシップ生に給料を支払うのか？
A：無報酬です。なお、交通費、食費、宿舍費等の補助を行っている事例があります。
- Q：どのようなインターンシップを行えばよいのか？
A：必須カリキュラムは設定していません。日本語での意思疎通が十分可能ですから、各企業での研修や既存のインターンシップのカリキュラムに沿った受入れ、現場実習など、受入れ可能な形でお願いしています。
- Q：インターンシップ受入れ期間中に、インターンシップ生の傷害や受入側に損害が発生してしまった場合にはどうなるのか？
A：万一の事故や損害に備え、国が保険料を負担するインターンシップ保険の加入手続きを行います。
- Q：インターンシップの受入れで外国人留学生の採用が必須となるのか？
A：採用とは直接関係がありません。社会人として働くことの意義や職業選択及び就職活動に対する意識形成を図る機会として、留学生にも周知しています。

インターンシップを通じて ～実施企業へのアンケートから～

- ◆ 留学生の語学力等を知るのに良い機会となった
- ◆ 留学生の日本語能力に社員も感銘を受けており、国際感覚を養う良い機会だった
- ◆ 積極的に参加する留学生の姿勢は社内に新鮮な風を吹き込んでくれた

e t c . . .

お問い合わせ先

厚生労働省外国人雇用対策課	TEL：03-5253-1111（内線5642）
東京外国人雇用サービスセンター	TEL：03-3588-8639
名古屋外国人雇用サービスセンター	TEL：052-264-1901
大阪外国人雇用サービスセンター	TEL：06-6344-1135
福岡学生職業センター	TEL：092-714-1556